

## 通帳レス口座に関する特約

令和4年4月現在

### 1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は、「蒲郡信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。

(2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

- ①普通預金(決済用普通預金を含む)規定
- ②総合口座取引規定
- ③貯蓄預金規定
- ④カード規定

### 2. (通帳レス口座)

(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。

(2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「紙通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。

(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

(1) 通帳レス口座は、原則、ATMのご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引(入金、記帳等)はご利用いただけません。

(2) 店頭にてご利用の場合は、通帳レス口座のお取引店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 4. (入出金明細の確認)

(1) 通帳レス口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認ください。

(2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、通帳レス口座契約開始日以降の最新の10年間分とします。(紙通帳口座時の取引明細は確認できません。)

## 5. (紙通帳口座から通帳レス口座への切替え)

(1) 紙通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。

(2) 紙通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。

(3) 切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替え日の翌々日から、『しんきん通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替え時に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。

(4) 紙通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

## 6. (通帳レス口座から紙通帳口座への切替え)

(1) 店頭にて所定の手続きにより、通帳レス口座から紙通帳口座へ切替えることができるものとします。

(2) 通帳レス口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できなくなった場合は、紙通帳口座への切替えが必要となる場合があります。

(3) 新たに発行する通帳には、紙通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

(4) 切替えには、当金庫の「手数料一覧」に示す通帳発行手数料を申し受けます。

## 7. (預金の受入れ)

店頭にて通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

## 8. (預金の払戻し等)

(1) 店頭にて通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは総合口座定期預金等の解約をするときは、当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

(2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

## 9. (通帳レス口座による定期預金取引に関する注意事項)

(1) 通帳レス口座により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。通帳レス口座として登録されている複数の口座がすべて普通預金の場合、定期預金取引が可能な総合口座に変更できるのは、1口座のみとさせていただきます。

(既に紙通帳にて総合口座(担保明細に定期預金等作成済)をお持ちの方は当該口座を通帳レス口座に切替えていただくことが必要となります。)

(2) 既に紙通帳にて複数店舗でお持ちの総合口座(担保明細に定期預金等作成済)を通帳レス口座として登録した場合は、引き続き総合口座として定期預金取引を行うことができます。

(3) 通帳レス口座にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。

(4) 定期預金の解約の場合、元金と利息を総合口座(普通預金)へ振り替えます。

#### 10. (通帳レス口座に対する定期積金取引に関する注意事項)

(1) 通帳レス口座として登録されている総合口座へ定期積金取引を担保設定することができます。

(2) 定期積金取引の新約および解約については、当金庫営業店窓口で当金庫所定の書類に届出の印章により記名押印して提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

(3) 通帳レス口座では、定期積金のご契約内容をご確認いただけませんので、新約時にお渡しする「定期積金お取扱明細票」にてご確認ください。なお、お取引件数と掛込明細および掛込残高については、通帳レス口座にてご確認ください。

#### 11. (通帳レス口座の解約)

(1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードを当店に返却して下さい。また、『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

(2) 通帳レス口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。

(3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫の「手数料一覧」に示す手数料を申し受けます。

#### 12. (特約の変更)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和4年4月1日現在)

FO4.01.24 リーガルチェック済